

リネンサプライ分野特定技能協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、リネンサプライ分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）という。

(設置及び目的)

第2条 協議会は、「リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）第二2（3）②の規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年3月11日閣議決定）第五5（6）の規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずること及びリネンサプライ分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的として設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や大都市圏等の特定技能所属機関による特定技能外国人引抜きの自粛要請等を含む。）
- 八 特定技能所属機関に対する構成員であることの証明

九 リネンサプライ分野に特有の事情に応じて講ずべき措置

十 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等

十一 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関(以下「1号構成員」という。)
- 二 一般社団法人日本リネンサプライ協会
一般社団法人日本病院寝具協会
一般社団法人日本ダストコントロール協会
一般社団法人日本ダイアパー事業振興会
(以下「2号構成員」という。)
- 三 法務省、警察庁、外務省、厚生労働省
- 四 その他協議会が必要と認める者

(除名)

第5条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員が「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」(令和8年4月7日厚生労働省告示第183号)第2条に定める基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 虚偽または不正な手段により協議会に加入したとき。
- 三 前号のほか、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るために構成員を除名すべき正当な理由があるとき。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課(以下「事務局」という。)が行う。

(会議の招集)

第7条 協議会は、必要に応じ事務局の招集により開催する。なお、会議は持ち回りで

行うことができる。

2 事務局は構成員のうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 事務局が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

（資料及び議事の公開）

第8条 協議会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事概要を厚生労働省ホームページで公表する。

附 則

第1条 本要綱は、令和8年4月7日から施行する。